

保険年金課車両による交通事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めること
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙
のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 24 年(2012年) 11 月 29 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

保険年金課車両による交通事故に係る損害賠償額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 24 年(2012 年) 10 月 18 日

町田市長 石 阪 丈 一

損害賠償の額の決定について

保険年金課車両による交通事故に係る損害賠償額を下記のとおり決定する。

記

- 1 事故発生年月日 2012年3月28日
- 2 事故発生場所 町田市本町田1189番地1
- 3 事故の概要 鎌倉街道沿い丁字路を当方の車両が左折したところ、車両後方から直進してきた相手方自転車に接触し、相手方に傷害を負わしたものと
- 4 事故の種別 交通事故
- 5 被害者の住所
- 6 被害者の氏名
- 7 損害賠償の額 1,247,130円